

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	合同会社まんぼう	種別	居宅介護・重度訪問介護 行動援護 移動支援 訪問介護
代表者	上野 正貴	管理者	管 知子・山中伸一 柴田大輝
所在地	滋賀県栗東市目川 877-1	電話番号	077-596-5921

1. 総論

(1) 基本方針

災害の発生に際して次の目的を達成及び維持する。

- ・当事業所の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧する。
- ・職員と家族の安全を守る。
- ・担当している利用者の安否確認、安全確保に尽力する。

(2) 推進体制

平常時

職	氏名	職務（権限・役割）
法人代表	上野 正貴	全体統括 緊急対応に関する意思決定
管理者	管 知子 山中 伸一 山中 伸一 柴田 大輝	事業所運営実務の統括 関係機関との連絡調整 職員への指示 サービス提供の調整 利用者、家族との連絡調整

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認



② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

栗東市防災マップ参照

(4) 優先業務の選定

① 優先する業務

<優先する事業>

担当している利用者の安否確認を含む訪問業務

訪問業務再開の判断基準

- ・通常の移動手段又は代替の移動手段の確保の有無
- ・道路通行止めの程度

- ・対応可能な職員の人数
- ・利用者にとってのサービスの重要度（支援可能な家族の有無等）

（5）研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

1 BCP研修（全職員対象）

実施月：毎年4月

方法：BCPの概念や必要性を説明し、当事業所のBCPの内容を確認しあう

2 訓練

実施月：毎年9月

方法：震度6の地震を想定し安否確認を行う。

事業所の建物・設備の被災状況の確認を行う。

② BCPの検証・見直し

毎年、訓練実施後に、BCPの見直しを検討する。

- ・BCPに関連した最新の動向の把握
- ・職員からの疑問点や改善点の指摘の有無
- ・訓練の実施により判明した課題や解決策の反映

2. 平常時の対応

（1）建物・設備の安全対策

本事業所の建物本体の建築年は2017年であり、新耐震基準が制定された1981年（昭和56年）以降の建物である。

① 事業所・設備の耐震措置

対象	対応策	備考
キャビネット	突っ張り棒による固定	
本棚	突っ張り棒による固定	
消化器	消火器の点検、収納場所の確認	

② 水害対策

定期的に浸水による建物・設備への危険性の確認を行う。

（2）電気が止まった場合の対策

自家発電設備の導入は今後検討する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
スマホ	モバイルバッテリーによる電源確保

パソコン

手回しバッテリー、ソーラーバッテリーによる電源確保

(3) ガスが止まった場合の対策

特になし

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

2ℓペットボトル 5本を備蓄

② 生活用水

ポリタンク 10リットルを4つ準備、空の場合は給水車から提供を受ける。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

- 事業所に最も近い公衆電話は、コミュニティセンター治田にある。
- モバイルバッテリー 1台

(6) システムが停止した場合の対策

- パソコンは、浸水の危険のない場所に常に保管する。
- データは定期的にバックアップをとる。
- BCP等災害対策用文書は、印刷したものをファイルにする。
- 緊急避難時に持ち出す書類等は次のとおり
 - 連絡網

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

災害用トイレ（15回分）保管

② 汚物対策

排泄物などは、ビニール袋に入れて消臭固形剤を使用して密閉し、衛生面に留意して、廃棄物の収集再開まで、ポリペールに保管しておく。

(8) 必要品の備蓄

様式6 備蓄品リストのとおり

(9) 資金手当

- | | |
|--------|----------------------|
| 1 地震保険 | 東京海上日動（0120—119—110） |
| 2 火災保険 | 東京海上日動（0120—119—110） |

3 手元金	10万円（金庫に常時保管）
-------	---------------

3 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

緊急事体制は、当事業所周辺において、下記災害の程度による被災状況、社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、BCPを発動する。

【地震による発動基準】

- ・震度5以上の地震が発生したとき

【水害による発動基準】

- ・大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表されたとき

管理者が不在の場合の代替者

管理者	代替者①	代替者②
管 知子	山中 伸一	柴田 大輝
上野 正貴		

(2) 行動基準

- ・災害発生時は、自分自身の身の安全を優先に行動する。
- ・自分自身の安全が確保された場合は、近くにいる人の安全の確認、怪我人の応急救護を行う。
- ・テレビ、ラジオ、スマホ等により災害状況の情報収集を行う。

(3) 対応体制

管理者	上野 正貴	当事業所の災害対応全般について指揮を行う。
	管 知子	行政等関係機関との連絡を行う。
	山中 伸一	備蓄品や衛生資材等の不足、破損物の修理復旧対応等、業者との連絡を行う 利用者の情報を整理し、安否確認等の訪問業務の調整を行う。 居宅介護支援事業所との連絡調整を行う。

(3) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所
--------	--------

当事業所	避難所：治田幼稚園
------	-----------

(4) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

- ・訪問中の利用者について、安否を報告
- ・周囲に家族がいないなど、孤立化している恐れのある利用者の安否確認を優先する

【医療機関への搬送方法】

- ・救急車での搬送が困難な場合は、協力医療機関とも連携し、対応を行う

② 職員の安否確認

【事業所内】

- ・事業所内の職員の安全を確認
- ・訪問中の職員（利用者含む）の安全を確認

【自宅等】

- ・自宅等で被災した場合は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、事業所に自身・家族の安否情報及び出勤可否を報告する。

(6) 職員の参集基準

- ・サービス提供中の職員は、利用者と自身の安全を優先した行動をとり、安全が確認された場合は、事業所に連絡、事業所に戻るか、自宅に帰るか報告する。
- ・自宅等にいる職員は、自身と家族等の安全を優先した行動をとり、安全が確認された場合は、事業所に連絡、事業所からの指示に従う。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

事業所建物の安全が確認されれば、事業所内で待機

浸水の恐れがある場合は、パソコン、重要書類を2階に移動

建物の安全が確保されない場合は、指定の避難場所へ移動

指定避難場所 治田幼稚園

(8) 重要業務の継続

- ・災害の情報収集、必要時は避難を行う。
- ・被災状況の確認を行う。
- ・利用者（訪問中、当日訪問予定を優先）と職員の安否確認を行う。
- ・被災状況を踏まえ、当日及び翌日のサービス提供の可否を検討。
- ・サービス提供を継続する場合は、職員のシフトを調整する。

- ・被災状況からサービス提供が困難な場合は、利用者・利用者家族、居宅介護支援事業所に連絡する。

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

職員が長時間帰宅できない場合は、当事業所で待機する。

また、避難所が開設された場合は、避難所の利用を検討する。

当地区の避難所 治田幼稚園

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

- ・職員及び家族、家屋の安全を確認の上、出勤可能な職員を確認する。
- ・十分な職員が確保できない場合は、利用者の状況（近くに支援できる家族がないなどの重要度）を踏まえ、一部の利用者にサービス提供ができるよう努める。

4 復旧対応

① 破損箇所の確認

<建物・設備の被害点検シート>

対象		状況(いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電／不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

様式2 施設外・事業所外連絡リストのとおり

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

- ・事業所の運営状況について、関係機関等へ情報提供する場合は、法人代表又は管理者が

対応する。

5. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

検討中

(2) 地域のネットワーク（緊急時の連絡・相談先）

【関係施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
居宅介護支援事業所		

【関係医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
済生会滋賀県病院		

【関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
栗東市障害福祉課	077-551-0304	
目川自治会		

(2) 連携対応

① 事前準備

- ・連携体制の構築について検討中

② 入所者・利用者情報の整理

- ・避難時に備えて利用者・職員情報を整理し、避難時に共有できるようにする。

③ 共同訓練

- ・他法人・他事業所との共同訓練は、今後検討を実施する。

6. 地域との連携

当事業所が復旧した場合は、行政や他事業所からの要請に応じ、職員の派遣等の支援が可能か検討する。

7 訪問サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- ・居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ検討しておく。
- 【様式9】災害時利用者一覧表（安否確認優先順位）に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。
- ・発災時に、職員は利用者宅を訪問中または移動中であることも想定し、対応中の利用者への支援手順や、移動中の場合における対応方法をあらかじめ検討しておく。
- ・避難先においてサービスを提供することも想定され、平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

- ・暴風雨・暴風雪など気象予報から被害が予想される場合は、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- ・サービス提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- ・サービス提供中に被災した場合は、自身及び利用者の安全確保を最優先に行動し、避難が必要な場合には、避難場所まで誘導する。事業所に連絡し、安否を伝え、指示を仰ぐ。
- ・移動中の場合、すみやかに事業所に連絡し、安否を報告し指示を仰ぐ。

- ・居宅介護支援事業所や地域の関係機関と連携の上、可能な場合には、避難先においてサービスを提供する。